

索引号： 3/2022-00039 主题分类： 政策法规 发文单位： 应急管理部
成文日期：2022年1月12日 发文字号： 发布日期： 2022年1月12日
标题： 应急管理部关于公开征求《安全生产严重违法失信名单管理办法（征求意见稿）》意见的通知
公文种类： 通知 效力： 有效

<以下、仮訳ですので、ご利用に当たっては原文をご確認ください>

安全生産の重大違法信用失墜リスト管理弁法

（意見募集稿）

第1章 総則

第1条（目的）

生産安全の分野を強化する為に、信用システムを構築し、生産安全法の重大違法信用失墜リストの管理を規定し、生産経営組織が生産安全の主体的責任を履行することを促進する。ここに、<<中華人民共和国生産安全法>>及び其の他の関連規定に従って、本弁法を制定する。

第2条（適用）

鋁業、化学工業（石油化学工業を含む）、医薬、危険化学品、花火爆竹、石油採掘、冶金、非鉄金属、建築材料、機械、軽工業、繊維紡績、タバコ、商業等の産業領域、及び安全性の評価、認証、検査、試験を担当する関連経営組織及び人員の重大違法信用失墜リストの管理に本弁法を適用する。

第3条（「重大違法信用失墜リスト」の管理）

本弁法に於いて称している「安全生産の重大違法信用失墜」（以下、「重大違法信用失墜」と略称）とは、生産安全事故を起こした、又は安全生産の法律法規に違反して行政処罰を受けた、及びその内容が劣悪で、深刻な状況である行為を指す。

重大違法信用失墜リストの管理は、应急管理部門が、重大違法信用失墜した生産経営組織及び関連要員を「重大違法信用失墜リスト」への収載、削除を行い、懲罰及び信用回復、及び関連情報の記録、共有、公開等の活動を行う。

第4条（「重大違法信用失墜リスト」の管理責任）

国務院应急管理部門は、全国の「重大違法信用失墜リスト」の管理作業を組織、指導する責任を有する； 県級以上の地方人民政府の应急管理部門は、その行政区域内の「重大違反信用失墜リスト」の管理業務を行う責任を有する。

“決定した人が、責任を負う”の原則に従い、行政処罰を決定した应急管理部門が「重大違法信用失墜リスト」の管理業務に責任を負う。

第5条（情報管理システム）

各級の应急管理部門は、「重大違法信用失墜リスト」の情報管理システムを確立および改善し、情報保護を強化しなければならない。其の他部門との情報共有を促進し、「重大違法信用失墜リ

スト」の情報の照会、適用、及びフィードバックのシステムを改善し、法律法規に従って総合的な懲罰を行う。

第2章 「リスト」へ収載条件及び管理措施

第6条（事故を起こした場合の「リスト」収載条件）

生産安全事故が発生した場合、以下の生産経営組織及びその関係者は「重大違法信用失墜リスト」に収載される。

- (1) 極めて重大な生産安全事故を起こした生産経営組織及び其の主要責任者は、その事故の発生責任に対する調査、認定を経て、その組織及び関係者を「リスト」に収載する。
- (2) 12ヶ月以内に、比較的大きな生産安全事故を2回以上起こした生産経営組織及び其の主要責任者。
- (3) 状況が特に重大で、影響が特別に劣悪な生産安全事故を引き起こし、<<安全生産法>>第114条の規定に基づく罰金の2倍以上5倍以下の罰金を科された生産経営組織及び主要責任者。
- (4) 生産安全事故を隠蔽、誤報告した生産経営組織及び関連人員。
- (5) 生産経営組織の主要責任者が、生産安全事故発生後、即座に救助組織を組織しなかった或いは、事故の調査・処理期間中に無断で職場を離れた又は逃亡した場合。

第7条（事故を起こしていない場合の「リスト」収載条件）

未だ生産安全事故は発生していないが、安全生産の法律・法規に違反して行政処罰を受けた下記の生産経営組織及び関連要員は、「重大違法信用失墜リスト」に収載される。

- (1) 法律に基づく安全生産関連の許可を取得していない、又は許可が一時的に保留又は取り消されている期間中に、関連する生産経営活動を行った生産経営組織及び其の主要責任者。
- (2) 不正行為、贈収賄等の不適切な手段によって関連する安全生産行政許可を取得した、或いは関連する許可証又は資格を貸出・借入した生産経営組織及び其の主要責任者。
- (3) 安全性の評価、認証、試験、検査の責任を負う機関及び其の直接責任者が、資格及び関連資格の貸出、又は虚偽報告を行った場合。
- (4) 応急管理部門が行政処分を行った後に、実行能力があるにも拘わらず実行を拒否又は回避した生産経営組織及び其の主要責任者。
- (5) その他、安全生産の法律法規に違反して行政処罰を受け、且つその内容が劣悪で、状況が深刻な場合。

第8条（情報公開と懲戒措置）

応急管理部門は、「重大違法信用失墜リスト」に収載する生産経営組織及び人員に関する情報は、関連する全国信用情報プラットフォームで公示しなければならない。

全国信用失墜懲戒処置基本リスト規定に従って、応急管理等の部門及び機関は、「重大違法信用失墜リスト」収載の組織及び人員に対して、法執行機関による検査頻度を増やし、事業承認を一時停止し、関連する保険料率を引き上げ、業界活動又は職業活動の禁止等の懲戒措置を取る。

第3章 「リスト」への収載及び削除手順

第9条（「リスト」収載の告知）

応急管理部門は、「重大違法信用失墜リスト」に収載することを書面で決定する前に、生産経営組織及び関係者に通知しなければならない。通知内容は、収載時期、収載理由、収載根拠、懲戒措置の通知、及び法律に従って享受することのできる権利等の事項が含まれなければならない。

第10条（「リスト」収載の通知）

「重大違法信用失墜リスト」に収載する場合は、決定を書面により発行しなければならない。書面による決定の内容には、工商登記の登録名称、統一社会信用コード、個人の姓名と有効な身分証 ID 番号、収載時期、収載理由、収載根拠、懲戒措置、信用回復の条件と手続き、救済方法等の事項が含まれなければならない。

告知、通知、異議申し立て処理等の手順は、行政処罰手順を参照して実施する。

第11条（「安全生産信用情報管理システム」への入力）

収載決定後 10 営業日以内に、応急管理部門は、関連情報を「安全生産信用情報管理システム」に入力しなければならない。

第12条（Web サイトでの公示）

収載決定後 20 営業日以内に、各級の応急管理部門は、部門の Web サイト及びその他の指定された Web サイトを通じて、「重大違法信用失墜リスト」の情報を公示しなければならない。

公示情報には、工商登記の登録名称、登録住所、統一社会信用コード、関係者の姓名及び身分証 ID 番号、「リスト」収載の開始日と終了日、及び決定を行った部門等の事項が含まれる。社会に対して公示する「リスト」情報は、情報セキュリティとプライバシー保護を強化し、不必要な情報を開示してはならない。

第13条（「リスト」からの削除）

「重大違法信用失墜リスト」の管理期間は 3 年とする。管理期間が終了後、収載を決定した応急管理部門により削除され、併せて公告し、懲戒措置を解除する；生産経営組織及び関連人員は、「重大違法信用失墜リスト」に収載された日から 12 か月が経過した後に削除申請することができる。

第14条（「リスト」からの削除方法）

「リスト」からの削除決定後 5 営業日以内に、決定を下した応急管理部門は、「安全生産信用情報管理システム」の関連情報を変更しなければならない；10 営業日以内に、各級の応急管理部門は、部門の Web サイト及びその他の指定された Web サイトの公示を停止する。

第15条（「リスト」収載に対する異議）

「重大違法信用失墜リスト」に収載、削除に異議を唱える生産経営組織或いは関係者は、法律に従って行政再審査申請又は行政訴訟を起こすことができる。

第4章 信用回復

第16条（信用回復の奨励）

「重大違法信用失墜リスト」に収載された生産経営組織及び関連人員が、信用回復、信用失墜行為の是正、悪影響の排除を進めることを奨励する。回復の条件が満たされた場合、応急管理部

門は、関連規則に従って、「重大違法信用失墜リスト」から削除しなければならない。

第 17 条（早期削除申請）

「重大違法信用失墜リスト」に掲載された生産経営組織及び関連人員は、満 12 ヶ月間後、以下の条件を満たす場合、掲載を決定した応急管理部門に対して早期削除申請を提出することができる。

- (1) 行政処分決定に定められた義務を、既に自主的に履行し終えた。
- (2) 危険な結果と悪影響を、自主的に排除し終えた。
- (3) 本弁法の第 6 条、第 7 条に規定した重大違法信用失墜行為を再発していない。
- (4) 必要に応じて、信用宣言（コミットメント）を行い且つ公開されている。

第 18 条（早期削除申請書）

応急管理部門は、早期削除申請書を受け取ってから 5 営業日以内に受理/不受理を決定しなければならない。申請資料が揃っており、条件を満たしている場合、受理しなければならない。

申請資料には、申請書、安全生産遵守宣言書、及び本弁法の第 17 条第 1 項及び第 2 項に規定している関連する証明資料を含めなければならない。

第 19 条（早期削除の決定）

応急管理部門は、早期削除申請を受理した日から 20 営業日以内に検証し、早期削除するかどうかを決定する。

地区市又は県級の人民政府応急管理部門は、早期削除を承認する決定を下した場合、記録（備案）を上級の人民政府応急管理部門に報告しなければならない。

第 20 条（「リスト」からの削除）

削除の承認を決定した応急管理部門は、本弁法の第 13、第 14 条の関連規定に従って「リスト」から削除し、情報公示を停止し、関連する懲戒措置を解除しなければならない。

第 21 条（早期削除の取消し）

応急管理部門は、生産経営組織及び関係者が早期削除申請に、事実の隠蔽、虚偽を発見した場合、早期削除の決定を取り消し、掲載状態に回復しなければならない。「リスト」管理期間は、掲載状態に回復した日から再計算される。

第 22 条（早期削除の不承認）

法律法規及び党中央委員会、国務院の政策文書に従って対応する懲戒措置の期限が満了していない期間は、早期削除は承認されない。

応急管理部門が早期削除を承認しない決定をした場合、その理由を説明しなければならない。

第 23 条（異議申請）

生産経営組織及び関係者が、早期削除の不承認決定に対して異議がある場合、法律に従って行政再審査申請又は行政訴訟を起こすことができる。

第 5 章 附則

第 24 条（別規定について）

法律法規或いは党中央委員会、国務院の政策文書が、「重大違法信用失墜リスト」に対して別段の規定がある場合、その規定に従って執行する。

第 25 条（消防機関等）

鉦山の安全監督機関、消防救援機関は、「重大違法信用失墜リスト」の管理業務に対して、本弁法を参照して執行できる。

第 26 条（関連弁法等の廃止）

本弁法は 2022 年 月 日から施行する。国家安全監督総局が発効した<<安全生産分野に於ける信用失墜行為の総合処罰実施の為の実施弁法>>（安監総局[2017]第 49 号）、<<国家安全監督総局事務局による安全生産分野の信用失墜行為の情報管理作業の更なる強化に関する通知>>（労監総庁[2017]第 59 号）は、同時に廃止する。

以上